

平成 18 年 7 月 24 日公表の「会社法施行に伴う自己資本比率告示の一部改正(案)等」の
パブリックコメントに対する回答について

～銀行法十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件関連～

コ メ ン ト	回 答 案
「その他有価証券」をヘッジ対象とするヘッジ取引の会計処理方法に「繰延ヘッジ会計」を適用した場合、「繰延ヘッジ会計」と「時価ヘッジ会計」のいずれを採用するかによって基本的項目・補完的項目の金額に差異が生じることとなるが、基本的項目(Tier1)・補完的項目(Tier2)を計算する上でヘッジ効果が適切に反映されるよう、「その他有価証券」をヘッジ対象とする「繰延ヘッジ損益」の額の自己資本への算入が可能となるように手当てしていただきたい。	本件は、今回の会社法施行に関連したものではありませんが、ご指摘のような論点については、今後、検討をしていきたいと考えています。